



4月から国民年金保険料額が変わります

平成24年4月分から月々の保険料が40円引き下げられ、月額14,980円になります。

国民年金保険料を前納すると割引があります

定額保険料や付加保険料を5月1日(火)までに一括して前納すると、割引があります。

日本年金機構より送付された平成24年度分納付書を持って、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで、前納する旨を申し出てください。

定額保険料を納付書により現金納付した場合

| | 毎月納めたとき | 一括前納で納めたとき | 割引額 | 納期 |
|-----|------------------------|------------------------|--------------------|------------------------|
| 1年分 | 179,760円 (184,560円) | 176,570円 (181,280円) | 3,190円 (3,280円) | 5月1日 |
| 半年分 | 89,880円 (92,280円) | 89,150円 (91,530円) | 730円 (750円) | 前期分 5月1日 後期分 10月31日 |

()内は付加保険料のある場合です。

月々の口座振替に早割(当月保険料の当月末引落し)制度があります

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)では割引はありませんが、この早割制度を利用すると、月々の保険料が50円割引となります。

なお、保険料の半額免除等の承認を受けている方は、通常の口座振替での申込みとなります。

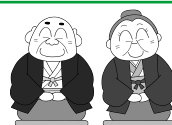
クレジットカードでも年金保険料の納付ができます

クレジットカード納付は、被保険者ご自身から事前にお申込みをいただき、以後継続的にクレジットカード会社が日本年金機構に立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示し、直接納付いただく方法ではありません。)

学生納付特例制度は毎年度(学年ごと)申請が必要です



学生のみなさんも20歳になつたら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となつていきます。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい学生の方には、在学期間



平成24年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療の被保険者の方の平成24年度後期高齢者医療保険料の納め方と通知の時期は次のとおりです。

納め方と通知の時期

すでに年金からの天引きが始まっている方

4月、6月、8月の年金からも2月の年金天引き額と同額の保険料が天引きされます。

平成24年度後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書が届いた方お知らせした額で4月または、6月の年金から天引きが開始されます。

上記以外の方

7月に納入通知書を送付します。納期は7月末から来年2月末までの各月(8回)となります。また、年度途中で75歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随時、納入通知書を送付します。

(注) との方にも7月に後期高齢者医療保険料額決定通知を送付しますので、改めて保険料額の確認をお願いします。

☎ 保険医療課医療係 2175

人間ドック検診費用を補助

町では、町国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者へ人間ドック検診の補助を実施しています。

町税を滞納していない方
30歳以上の方
町税および保険料を滞納していない方

補助金交付の条件
次に掲げるすべての条件に該当する方は、補助金の交付を受けることができます。
伊奈町に住居登録または外

町税を滞納していない方
30歳以上の方
町税および保険料を滞納していない方
指定人間ドック検診または指定医療機関独自の人間ドック検診のいずれかで、1年度

保険医療課からのお知らせ

中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

【対象】

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等の学生（夜間・定時制課程や通信制課程の方を含む）であつて、本人の前年所得が11.8万円以下の方

扶養親族控除等があれば、基準額が変わります。

（注）各種学校は、修業年限が1年以上で、都道府県等の認可を受けている学校が対象となります。

【手続きに必要なもの】

年金手帳・学生証（または学生証の写し）・印鑑（認印）

【承認期間】

特例の承認期間は、平成24年4月から平成25年3月までですが、平成24年4月中の申請に限り前年度分（平成23年4月～24年3月分）も申請することが出来ます。

24年度だけの申請であれば、申請が遅れた場合（例えば10月に申請）でも24年4月までさかのぼって承認されます。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金等が受けられない場合もありますので、お早めにご手続きしてください。

学生納付特例の継続申請

平成24年1月上旬までに23年度分の申請が済んでいて、申請書に24年4月以降も在学予定と記載された方には、4月上旬に日本年金機構からがき形式の申請書が送付されます。引き続き特例を希望される方は、このがきに必要事項を記入し返送してください。返送いただくことにより、平成24年度も特例の申請を行うことが出来ます。

なお、4月下旬までにはがきが届かない方、また新規申請の方については、保険医療課までお越しください。

「ご存知ですか
ねんきん
ネット」



年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認する事ができるサービス「ねんきんネット」は、保険医療

課の窓口でも利用できます。申込書（窓口設置）にご記入のうえ、本人確認書類をお持ちになり窓口にお越しください。

【手続きに必要なもの】

本人確認書類（原本のみ有効。コピー等は不可）

運転免許証、パスポートなどの顔写真付証明書で本人確認ができるもの。写真付きでない場合は、2種類以上の証明書が必要です。

基礎年金番号または照会番号が必要です。

番号がわからない方は、年金手帳、ねんきん定期便等をご持参ください。

印鑑（認印）

代理人の方がねんきんネットの申込みをされる場合は、「委任状」（指定様式あり）と代理人の方の「本人確認ができるもの」、「印鑑」が必要です。

国民年金について のお問い合わせは

保険医療課国民年金係

7 2 1 2 1 1 1

大宮年金事務所

6 5 2 3 3 9 9

人間ドック検診の受診方法

指定人間ドック検診を受けるか医療機関独自の人間ドック検診を受けるか決めてください。

人間ドック検診補助金制度を利用することを受診する医療機関に告げたいうえでお申し込みください。

医療機関の窓口で、予約金を支払い、予約金の領収書を受け取ります。

保険医療課の窓口で補助申請をし、「受給者証」を受け取ります。
予約金領収書・被保険者証・印鑑（朱肉使用のもの）を持参してください。

各医療機関で予約した検診日時に「受給者証」を持参のうえ受診してください。
個人負担額、受給者証を忘れずにお持ちください。

1回2万円を限度とします。予約金の領収書・被保険者証・印鑑（朱肉使用のもの）を持参のうえ、保険医療課で申請手続きをしてください。申請書受付後に「対象者の条件」を確認したうえで「受給者証」を発行します。検診日に医療機関の窓口へ受給者証を提出してください。検診の申込方法
下表の検診実施医療機関にお問い合わせください。申込みの際は、「補助金交付制度」を利用することを忘れずに出してください。

人間ドック検診実施医療機関

| 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|----------|----------|
| 伊奈中央病院 | 寿4-43 | 721-3022 |
| 伊奈病院 | 小室9419 | 721-3692 |
| 希望病院 | 小室3170 | 723-0855 |
| 内田クリニック | 内宿台5-4 | 728-9296 |
| 今成医院 | 小室2469-2 | 723-8280 |

福川市・北本市の実施医療機関については、お問い合わせください。